

台風・風水害等非常の場合における措置

○ 台風・風水害時の措置は次の通りとする。

1 伊丹市に次のいずれかの警報が発令中のとき、生徒は登校しない。

暴風警報、大雨警報、洪水警報、大雪警報

2 警報が解除されたときは、次の通りとする。

1) 午前7時現在解除になっているときは、平常授業を行う。

2) 10時現在で解除になっているときは、第5校時より授業を行う。

3 警報が10時現在で解除になっていないときは、休業日とする。

4 伊丹市以外の生徒の居住地にのみ警報が発令された場合、その地域の生徒は自宅待機とする（公欠扱い）。ただし、警報が解除された時は、登校して授業を受けるものとする。

5 その他特別の場合は、校長の指示による。

○ 警報が発令された場合の取扱いについて

1 午前7時現在で警報が発令されている場合、自宅で待機する。

2 10時までに警報が解除された場合は、次のように授業・考査を実施する。

<平常日の場合>

SHR 13:00

第5限 13:15～14:05

第6限 14:15～15:05

(第7限 15:15～16:05)

<考査期間の場合>

SHR 13:00

第1限 13:15～14:05

第2限 14:20～15:10

第3限 15:25～16:15

3 10時現在で警報が解除されていない場合、臨時休業とし、当該日の考査を考査最終日の翌日に実施する。なお、その日が休日の場合はさらにその翌日に実施する。